

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 50

事務事業名	職員福利厚生事業
-------	----------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	総務部		
課名	人事課		
課長名	吉村 武史	内線	273
担当者名	三谷 優子	内線	271

基本目標		
政策	999999	-
施策		その他
関連施策		

会計	一般会計	
款	02	総務費
項	01	総務管理費
目	01	一般管理費
事業コード	100000	福利厚生事業

事業類型	2	内部管理事務
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	市職員(嘱託・臨時・パート職員を含む。)		
意図 対象をどのような状態にしたいか	職員の健康維持、元気回復を図り、公務能率の向上に繋げる。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	定期健康診断の実施、人間ドックの助成、レクリエーション事業及び職員表彰を行う。		
事業期間	年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営、委託
根拠法令、要綱等	地方公務員法第42条、労働安全衛生法第66条、大村市職員の表彰に関する規則		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標 ①	健康診断の受診者数	計画値	828	836	948	948	
		実績値	828	836	948		
	達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%		
活動指標 ②	レクリエーション実施回数	計画値	2	2	2	3	
		実績値	2	3	2		
	達成度	%	100.0%	150.0%	100.0%		
成果指標 ①	健康診断受診率	計画値	100	100	100	100	
		実績値	100	100	100		
	受診者/対象者×100	達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
	レクリエーション参加率	計画値	90	90	90	90	
実績値		89	86.2	85			
②	参加者/職員数×100	達成度	%	98.9%	95.8%	94.3%	

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	11,347	12,571	13,102	16,578	14,402	14,402	14,402	0
国庫支出金								
県支出金								
地方債								
その他	1,465	1,128	1,256	1,268	1,092	1,092	1,092	
一般財源	9,882	11,443	11,846	15,310	13,310	13,310	13,310	
② 人件費(千円)	4,064	4,790	4,774	3,290	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.49	0.61	0.65	0.35	職員の福利厚生	職員の福利厚生	職員の福利厚生	
時間外勤務(時間)	85	90	95	95				
嘱託等人数(人)				0.30				
フルコスト(①+②千円)	15,411	17,361	17,876	19,868				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をされましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	長崎市町村職員共済組合の人間ドック助成を活用し、ドック受診者の確保を図った。また、全国健康保険協会の生活習慣病予防検診を利用し、コストをかけず効果的な事業の実施を図っている。 平成28年度は健診結果が要再検査・要精密検査の職員に対し、再検査等の受診の有無の確認を行い、病院を受診していない職員に対し衛生管理者(保健師2名)が個別に面接指導を行った。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	健診結果が「再検査」であった職員に対し、再検査の勧奨をするが受診する職員が少ない。 ストレスチェック受診率の向上と、高ストレス者と判定された職員への対応(医師との面談の勧奨等)が今後の課題である。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	事業主の義務として事業を行わなければならないが、できるだけコストをかけない中で、効果的な事業の実施を図る。						
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
労働安全衛生法第66条、地方公務員法第42条により実施が義務付けられている。							

※事業類型が1~3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	健診結果が「再検査」であった職員に対する取組として、引き続き再検査の受診勧奨を行うとともに、新たに設置した保健師による健康相談窓口の活用を図るなど、健診結果に基づいた適切な保健指導を行いたい。 また、ストレスチェックについては、産業医や関係各所と協議し、高ストレス者への面接指導後の対応、職場環境の改善に努めたい。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。